

事前評価票【No.5】

<p>施策等名</p>	<p>タクシー業務適正化特別措置法の一部改正</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>自動車交通局旅客課 (藤田 耕三)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、指定地域制度の見直し タクシー運転者の登録制度の見直し タクシー事業者に対する登録運転者の講習受講命令制度の創設等の措置を講ずる「タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出する。</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>タクシー事業については、近年、特に、タクシーによる輸送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われている地域（流し営業中心地域）において、輸送の安全性及び利用者の利便性の低下が懸念されている状況にあることから、タクシー事業の業務の一層の適正化を図り、輸送の安全及び利用者の利便の確実な確保を図る。</p>		
<p>政策目標</p>	<p>9) 交通安全の確保</p>		
<p>業績指標</p>	<p>-</p>		
<p>業績指標の目標値（目標年次）</p>	<p>-</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>目標と現状のギャップ 少子高齢化・過疎化等の近年の社会情勢の変化により、利用者のニーズが多様化する中で、多様な利用者のニーズにきめ細かく応えうる交通機関として、過疎地における高齢者等の生活に密着した移動手段として、また、鉄道やバスとともに総合的な公共交通体系を構築する交通機関として、安全で安心なタクシーサービスの提供が求められている。しかしながら、タクシー事業は、新たなサービスや多様な運賃の導入等規制緩和の一定の効果が現れつつあるものの、需要の増加が見られないなど経営環境は大変厳しい状況にあり、特に、流し営業中心地域である一部の政令指定都市等において、安全性・サービスの質の低下が懸念されている。</p> <p>原因分析 タクシーサービスは、一人の運転者が一名から数名の利用者に対してサービスを提供するものであり、実際の安全性・サービスの水準が個々の運転者の瞬時の判断や対応に任されているため、運転者の質が安全性・サービスの質に直結するという特性を有しており、特に、流し営業中心地域においては、利用者によるサービスの選択が難しく、運転者に対する事業者の監視・監督の目が行き届きにくいという特性を有している。しかしながら、需要の増加が見られないなどタクシー事業の経営環境は大変厳しい状況にあるため、歩合制を中心とする運転者の賃金は低下傾向にあり、特に、流し営業中心地域においては、過労運転等の労働環境の悪化が、安全性・サービスの質の低下につながるおそれがある。</p> <p>課題の特定 安全・安心なタクシーサービスの提供を促進するためには、タクシー業務適正化特別措置法における、指定地域制度の見直しや、タクシー運転者の登録制度の見直しを行うことにより、運転者の質の確保・向上を図る必要がある。</p> <p>施策の具体的内容</p>		

	<p>本法が適用される指定地域の定義を見直し、現行の運送の引受けの拒絶等の行為のほか、道路運送法に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務等輸送の安全を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域とする。</p> <p>指定地域におけるタクシー運転者の登録要件として、輸送の安全及び利用者利便の確保に関する一定の講習を修了していることを追加するとともに、登録運転者の登録の取消要件として、一定の重大な事故を引き起こしたとき等を追加する。</p> <p>国土交通大臣は、指定地域のタクシー事業者に対し、特に業務の取扱いの改善を図る必要があると認められる登録運転者に、輸送の安全、利用者の利便の確保に関する一定の講習を受けさせるよう命ずることができることとする。</p>
社会的ニーズ	<p>少子高齢化・過疎化等の近年の社会情勢の変化により、利用者のニーズが多様化する中で、多様な利用者のニーズにきめ細かく応えうる交通機関として、過疎地における高齢者等の生活に密着した移動手段として、また、鉄道やバスとともに総合的な公共交通体系を構築する交通機関として、より安全で安心して利用できるタクシーサービスの提供が強く求められている。</p>
行政の関与	<p>現在、運輸事業においては、安全の確保をより確実にを行うための対策がこれまで以上に強く求められているところであり、需要の増加が見られないなど経営環境が大変厳しい状況にあるタクシー事業について、輸送の安全の確保を確実なものとするためには、行政としての関与が不可欠である。</p>
国の関与	<p>タクシー事業における輸送の安全や利用者の利便の確保については、地域によって疎密を生じさせるべきものではないことから、国において責任をもって対処していく必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>タクシー事業は、実際の安全性・サービスの水準が個々のドライバーの瞬時の判断や対応に任せられ、運転者の質が安全性・サービスの質に直結するという特性を有しており、また、特に、流し営業中心地域においては、運転者に対する監視・監督の目が行き届きにくいという性質を有している。このため、運行管理制度の徹底、監査体制の強化、行政処分の厳格化といった現行の事業者に対する措置のみでは輸送の安全及び利用者の利便を確保するには限界があり、効率的に施策の目的を実現する上では、運転者登録制度の見直し等により直接運転者の質の確保を図ることが適切である。</p> <p>運転者登録に当たっては、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する一定の講習の修了を必要とするなど、一定の負担が生ずることとなるが、これらは運転者の質の確保・向上を図るために必要最低限の措置であり、運転者登録制度の見直し等を行わない場合と比べ、輸送の安全及び利用者の利便のより確実な確保が図られることとなるものである。</p>
施策等の有効性	<p>タクシー事業は、実際の安全性・サービスの水準が個々のドライバーの瞬時の判断や対応に任せられ、運転者の質が安全性・サービスの質に直結するという特性を有していることから、タクシー運転者の登録要件として講習の修了を求め、登録運転者の登録の取消し要件に重大な事故を引き起こしたとき等を追加し、また、業務の取扱いの改善を図る必要があると認められる登録運転者に対する講習受講命令制度を設けることにより、運転者の質の確保・向上を図ることが、安全・安心なタクシーサービスの提供を促進するためには有効である。</p>
その他特記すべき事項	<p>平成18年7月に、交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会タクシーサービスの将来ビジョン小委員会において報告書がとりまとめられ、タクシー業務適正化特別措置法における運転者登録制度について、「運転者登録の要件、</p>

地理試験の内容、指定地域の範囲、登録の取消要件等についても見直しを行い、輸送の安全及び利用者利便を確保・向上する上で実効性の高い仕組みとする」こと等が提言されたところである。

改正法の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定の実施状況を勘案して、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。